

## 4 月から「雇用・労働」「社会保険」はこう変わる！

### ◆雇用保険料率が引下げに

雇用保険料率（失業等給付）は、労働者負担・事業主負担とも 1/1000 ずつ引き下げられました。また、雇用保険二事業の保険料率も 0.5/1000 引き下げられました。

これにより、一般の事業の雇用保険料率は 11/1000（労働者負担 4/1000+事業主負担 7/1000）となります（平成 27 年度は 13.5/1000）。

### ◆障害者に対する差別が禁止されます

すべての事業主を対象に、募集・採用、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、障害者に対する差別が禁止されました。

また、障害者一人ひとりの状態や職場の状況などに応じて合理的配慮の提供が求められることとなりました（ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りではありません）。

### ◆女性の活躍推進に向けた計画の策定・届出が必要に

常時雇用する労働者の数が 301 人以上の一般事業主は、女性の活躍推進に向けた一般行動計画の策定・届出や情報公表等が義務付けられました。

常時雇用する労働者の数が 300 人以下の一般事業主は、努力義務となっています。

### ◆介護（補償）給付の最高限度額および最低保障額が引上げに

労災保険法に基づく介護（補償）給付の最高限度額及び最低保障額が次のように変更となりました。

- ・最高限度額：介護を要する程度による区分に応じて→月額 104,950 円（+380 円）、52,480 円（+190 円）
- ・最低保障額：介護を要する程度による区分に応じて→月額 57,030 円（+240 円）、28,520 円（+120 円）。

### ◆健康保険の標準報酬月額が変更されました

健康保険の標準報酬月額の上限が、47 等級（121 万円）から 50 等級（標準報酬月額 139 万円。報酬月額 1,355,000 円以上）に引き上げられました。

併せて、標準賞与額の年間上限が 540 万円から 573 万円に引き上げられました。

### ◆平成 28 年度の年金額は据え置き

平成 28 年度の老齢基礎年金は、昨年度から据え置き、満額月 65,008 円となります。